

保存版

保護者様

令和6年4月26日

京都市立桃山総合支援学校
校長 長谷川 亜美

地震に対する非常措置について

当校においては、京都市域において震度5弱以上の地震が発生した場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、災害時には、電話やメール等が集中し、ご家庭との連絡が困難になることが予想されます。学校からは可能な範囲で学校ホームページ・保護者連絡ツール(登録者)等にてお知らせをさせていただきますが、災害に関する情報については、各家庭で情報収集していただきますようお願いします。

なお、この非常措置は、本校が立地する京都市伏見区だけではなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

記

◆「京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上の地震が発生した場合」

1 登校前に発生した場合

(1)以下の通り、次の登校日を臨時休業とします。

- 下校後から午前0時までに発生した場合……翌日を臨時休業
 - 午前0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業
 - 休業日、休業日前日に発生した場合……原則として(※)休業日明けの登校日を臨時休業
 - (※)休業日明け……金曜日下校時以降、土曜日・日曜日に発生した場合、原則として月曜日が臨時休業、祝日に発生した場合、翌日が臨時休業
- ※安全が確認でき、授業を実施する場合は、学校ホームページ・保護者連絡ツール(登録者)等により授業等を実施する旨を連絡します。

(2)臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、学校ホームページ・保護者連絡ツール(登録者)等により、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

(1)直ちに臨時休業とします。

(2)下校の安全が確認できるまでは学校で待機をし、安全が確認でき次第、帰院します。また、下校時間変更することがあります。

(3)不測の事態においては、保護者と連絡が取れるまで学校にとどまり、学校ホームページや、保護者連絡ツール(登録者)等で「学校での待機」「外部の避難場所への移動」「保護者への引き渡し」等の対応について連絡します。

※分教室については、安全に引渡しができるように病棟と連携します。

3.家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨お話ししますようお願いします。